

くらしと協同の研究所

第24回総会 議案書

開催日：2016年6月25日(土) 17:20～18:00

会場：コープイン京都

京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒屋町411

Tel 075-256-6600

(ご注意)

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00～17:05 同会場で開催します。
- ・詳細は「第24回総会記念シンポジウムご案内」をご覧下さい。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0851

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町258

コープ御所南ビル4階

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1の1は数字です)

URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

第24回総会議案と議事次第

議 案 第1号議案 2015年度 活動のまとめ、会計報告
第2号議案 2016年度 活動方針及び予算
第3号議案 くらしと協同の研究所 規約変更

議事次第 一、開会挨拶と議長確認
二、議事録署名人の選出
三、議案提案と審議、採決
第1号議案、第2号議案、第3号議案の提案

同 審議
同 採決

四、閉会の挨拶

※総会終了後、18:15より懇親交流会を開催いたします。

第24回総会によせて

組織が人材で評価される時代の協同組合

くらしと協同の研究所理事長 的場信樹

日本経済は、今年に入ってからだけでも、総合電機メーカーの東芝、シャープの不正会計事件と経営危機、三菱自動車の燃費偽装発覚と日産自動車の子会社化（予定）などの報道が相次いでおり、日本を代表する産業である総合電機メーカーと自動車メーカーの経営基盤の揺らぎが明らかになっている。また、男子学生の就職先として人気の高い総合商社やメガバンクも、資源価格の下落やゼロ金利導入の結果、戦後初の最終赤字や最終減益を計上するなど、総合戦略の見直しが迫られている。これらが単に産業構造の転換といった従来型の対応で済まされるものではなく、産業基盤そのものの縮小や、場合によっては産業自体の消滅といった趨勢に起因しているところに、日本が直面している事態が尋常でないことを示している。シャープが台湾の鴻海精密機械工業による事実上の子会社化に至った経過はよく知られているが、総合電機メーカーでは、中国企業などへの事業譲渡が進んでいる。パナソニックやソニーの主力事業はもはやテレビやディスプレーではなくなり、東芝は医療機器と家電を売却して、半導体と原発などの社会インフラ事業に特化しようとしている。

流通産業でも事情は同じで、事業のルーツで、成長の中心だったGMS（総合スーパー・マーケット事業）は、「時代遅れの小売業態になってしまった」とまでいわれており、セブン＆アイHDは昨年、5年で全国のイトーヨーカ堂の2割にあたる40店舗を閉鎖するリストラ策を発表している。一方、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートは史上最高の営業利益を上げている。そのコンビニエンス業界が、学生たちからはブラック企業の代名詞のように言われている。その経営基盤は、オーナー経営者への過重負担、低賃金・長時間労働でノルマに追われるブラックバイトという危うい基盤の上にかろうじて支えられている。これが日本経済を象徴する姿である。

こうした働き方を変えようという動きが企業の中からも生まれている。日本の特殊な雇用慣行としてよく指摘されるのが、正社員は長時間労働と過度な忠誠を求められ、他の職務は低レベルで低賃金という、仕事より身分を重視する雇用スタイル、高齢者、女性、外国人の活用の遅れといった非標準的労働者の活用の失敗、入社時や人事異動の際に勤務地や職種がわからないという仕事の内容を選べない雇用スタイルなどであり、これが日本経済の競争力の一側面であったことは間違いない。これらを一つひとつ解決して働きやすい組織にすることによって、製品やサービスの質を高めるということだけでなく、今日の変化に対応できるイノベータイプな創造性をもった人材を育てていこうという方向に、割り切って舵を切った企業は間違いなく増えている。これからは人材で競争するという時代に入っていくと思われる。協同組合も人材で評価される組織になっていくことが求められている。

第1号議案 2015年度活動のまとめ、会計報告

2015年度活動のまとめ

全体のふりかえり

第23回総会議案書（2015年6月）巻頭言「未来は現場から」（理事長的場信樹）の末尾は、「企業（生協も企業である）や職場における生産性を上げるために、組織や社会は何ができるのかを考えるべきである。未来は現場から拓かれて現実の未来となる。」と結ばれています。研究所ではこの一年、現場（会員生協）と研究所との共同研究の模索を始めました。企画委員会に於いて現場の労働事情の論議を積み重ね、新たな基幹研究会「生協労働研究会」につなげ、また「くらし福祉研究会」に於いては会員生協との交流をおこなってきました。運営面では常任理事会・理事会の下で政策課題の論議や予算進捗の点検等を行ってきました。

- ①第23回総会記念シンポジウムでは「超高齢社会における暮らしとまちづくりへの多様な接近」をテーマに2025年を見据えた問題提起がおこなわれ、浜岡政好氏はこれらの取組が介護問題にとどまらず、生協の事業継続のためにも欠かせない重要な課題であることを強調しています。シンポジウム以降の講演依頼が多数よせられ、少なからず中期計画や方針づくりにお役立ちできました。
- ②調査研究活動では、「くらし福祉研究会」が9生協等の責任者を招いて、実践報告と交流をおこない、現場の実情をふまえた研究をすすめました。また、企画委員会では、委員の現場報告をもとに生協労働についての論議を積み重ね、基幹研究会「生協労働研究会」に結実しました。
ヘルスコープおおさかの委託事業を継続して受託しています。研究所の調査チームに単協役職員が参加し、意見交換しながら共同で調査項目の策定から回収までをおこなってきました。
- ③第17回生協組合員理事トップセミナーは、「安心してくらし続けられる超高齢社会にむけて～生協の可能性と組合員理事の役割」をテーマに開催しました。過去最高の24生協64名が参加し、参加の広がりがみられました。
- ④『くらしと協同』（2015夏号）は戦後70年に際し、戦争と生協をテーマに戦前、戦中、戦後の変化に着目して企画しました。この企画が会員生協で平和の事業に活用されたり、取材を受けたことがきっかけになり「生協の歴史から戦争と平和を学ぶ」（発行東都生活協同組合）の刊行につながるなど生協と平和を考える資料として役立っています。

分野別課題の振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動をすすめました

(1) 生協研究会

生協研究会（責任者北川太一氏）の報告書は研究会メンバーがそれぞれのテーマで論文にまとめたものを6月17日に発行し、会員等に発送しました。

(2) くらし福祉研究会

- ・2014年7月、浜岡政好氏を責任者に、基幹研究会として立ち上げ、活動してきました。
- ・高齢社会の進展の下、地域で安心して暮らし続けることを支える購買生協等の事業や活動のあり方について、2014年9月～2016年3月に、9生協等（協同福祉会あすなら苑、京都生協、コープあいち、コープこうべ、広島県生協連、コープしが、ならコープ、よどがわ市民生協、おおさかパルコープ）の責任者を招き、のべ10回報告を受けました。そして、生協の事業や活動等の総合力を發揮した生協らしい「地域包括ケア」のあり方やその関わり方について、実践家と研究者が共同研究をおこなってきました。
- ・「第23回総会記念シンポジウム」（2015年6月）は、研究活動の中間報告として位置づけ、企画を担当しました。内容については、『くらしと協同・増刊号』（2015年9月発行）にまとめて紹介しました。
- ・2016年度は研究活動のとりまとめを行い、報告書の発行を予定しています。

(3) 生協労働研究会

- ・雇用形態の変化や働く事に対する意識の変化の中で、生協での労働について社会や組合員、経営や労働からの総合的な視点から各単協の労働の実態調査を基礎に理論化するために「生協労働研究会」を責任者杉本貴志氏の下に設置しました。
- ・この研究会は研究課題の大きさを考慮し、規約では研究期間を2年間と規定しているところを、研究期間を2つに分け、第1クールを「実態調査研究」として2年間、第2クールを「実態調査に基づく理論研究」として2年間、合計4年間とします。同時に研究報告は2年単位で行う事とします。なお、研究期間は、第1クール 2015年12月～2017年11月、第2クール 2017年12月～2019年11月とします。

2. 委託調査、会員との共同研究、公開研究会等をすすめました

(1) 委託調査事業

①ヘルスコープおおさかの委託調査事業

- ・この委託事業は2年目を迎え、今年は「組合員調査」（4月）、「職員調査」（6月）、それらの報告書を提出し、2016年7月には委託調査事業を終了する見込みとなっています。

(2) 会員生協の問題関心に沿った共同研究

- ・研究所の事業計画の原案を検討する場として設置された企画委員会は、各委員の問題関心や実践報告の交流を通じて、研究所が生協の実情を把握し、研究課題に取り上げる入口にあたります。企画委員会での問題関心を研究課題に進展させた事例として、2015年度は、基幹研究会「生協労働研究会」設置が挙げられます。
- ・一方で、2015年度方針提起をした、共同調査（会員生協の要請で研究テーマを受託し、会員生協と研究所が共同で調査研究をする）について検討してきましたが、具体化には至りませんでした。

(3) 公開研究会等

① TPP協定と食の安全公開講演会

11月21日（土）に三重短期大学の石原洋介氏を講師に迎え開催し、11団体30名の参加でした。その内、会員は6団体17名でした。食の安全をテーマにしたことが生協の組合員の関心事とあいまって、参加者の9割近くが生協関係者でした。当日は講師からも「TPP協定の全容が国会審議でどこまで明らかになるのか不透明だ。全容が明らかになってから行動しても今の国会状況では、決まってしまうので、まずは知り、知ったところから行動していくかないと胃袋は守れない」という声を受けて、参加者からは、判り易いTPPと食の安全に関するブックレットのようなものを研究所で発行してほしい、という声も出されました。

②おたがいさま 4 生協（※）交流会

- ・2015年11月4日（土）せいきょう会館にて開催しました。生協しまね、コープぎふ、コープいしかわ、コープかがわの4生協から、12組織の「おたがいさま」が集い、組合員・役職員25名、研究所14名、計39名が参加しました。
- ・目的としては、4生協の「おたがいさま」が一堂に会して顔の見えるつながりをつくること、活動事例の共有を通じて「おたがいさま」の価値を確認すること、そしてこの場が明日からの活動の源となることをめざしました。内容は、活動紹介と事例の共有、思いや悩みを交流し、最後に研究者がまとめのコメントを行いました。
- ・研究所は、おたがいさまの活動に早い時期から着目し調査研究していたこともあり、会員生協からの「おたがいさま全国交流会」開催の要望を受けていました。今回はその準備段階として、「おたがいさま先進4生協の交流会」を開催しました。
- ・8月に、全国初の「おたがいさま実態アンケート」を4生協12組織を対象に実施しました。
- ・参加者の感想としては、「『おたがいさま』や『助け合いの会』のあり方を考える上で多くの学びや気づきがあった」「『おたがいさま』の度量の大きさや本質を感じられた」といった声や今後の期待が多く寄せられ、有意義な交流会となりました。

③講師紹介、講師活動 資料1

各団体(会員、非会員を問わず)からの要請を受けて研究委員の紹介をしました。

講師活動の実績は別紙を参照ください。

④活動日誌 資料2

⑤その他

この間取り上げてきた「協同組合で働く職員のありかた」や「マネジメント」などの課題は生協労働研究会に集約し、検討していくことになります。また、「再生可能エネルギー」は、2016年度から始まる電力自由化のもとで状況を把握し問題を整理していくことが求められます。引き続き次年度の検討課題とします。

(4) 自主研究会

①協同組合バリューチェーン研究会

2016年4月、ならコーポの「吉野共生プロジェクト」の取り組みについて福西啓次氏より報告をいただきました。

②協同組合による買物困難者支援研究会

- ・2015年10月、土居靖範氏を責任者に熊崎辰広氏、久保建夫氏の3名で設置しました。
- ・同12月、京都生協が実施している洛西地域での移動購買車を視察し、担当者にヒアリングをしました。
- ・2016年3月、ならコーポの移動購買車を視察しました。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの開催

1. 第23回総会記念シンポジウム

- ・「超高齢社会における暮らしとまちづくりへの多様な接近」をテーマに、2015年6月27日（土）～28日（日）、コーポイン京都にて開催し、全国の役職員、生協組合員、研究者等、約200名が参加しました。
- ・1日目のシンポジウムは、基幹研究会「くらし福祉研究会」（研究期間2年）の中間報告の場と位置づけて企画しました。医療・介護・福祉分野でのキーワードである「地域包括ケア」を「超高齢社会における安心して住み続けられる地域づくり」と読み替えて、購買生協での超高齢社会仕様への多様な取り組みを取り上げ、意見交換することをめざしました。「多様さ」には、地域における高齢化や社会条件等の差異性を生かした組織的対応や地域づくりへの関与こそ大切であるとの考えを込めました。
- ・浜岡政好氏から、生協の総合力を發揮した生協らしい「地域包括ケア」のあり方について問題提起の後、3生協等（コーポこうべ、コーポあいち、広島県生協連）から実践事例を報告しました。それを受け、研究者がコメントし、パネルディスカッションで会場質問も交え、議論を深めました。

- ・参加者の感想からは、「問題提起を各生協、各地域に落とし込んで取り組みたいと強く感じた」「中期計画作成にとても参考になった」「方向性や考え方整理できた」「3人の実践報告が示唆に富み、勇気付けられた」等々、それぞれの立場からの課題整理やビジョン作りに活かしたいという感想や、今後の研究成果に期待する声も多く聞かれました。これらの意見や感想は、今後の「くらし福祉研究会」の研究活動に活かしていきます。
- ・2日目の分科会は、関心の高い3つのテーマで開催しました。第1分科会「理念を事業にどう結ぶか」は、基幹研究会「生協研究会」が2年間の研究成果として企画しました。第2分科会「置賜自給圈構想」は、自主研究会「食と農のバリューチェーン研究会」が企画しました。そして、第3分科会は、東日本大震災4年を経て「福島原発事故からなにを学ぶか」を考えいました。
- ・シンポジウムの内容は『くらしと協同・増刊号』(2015年9月発行)にまとめました。

2. 第17回生協組合員理事トップセミナーの開催

- ・2015年12月12日(土)～13日(日)、コーポイン京都で開催し、24生協64名で過去最多の参加がありました。団体会員が13生協43名、非会員が11生協21名で、会員外の生協へも広がりを見せていました。初参加者は49名で、全参加者に占める初参加者の割合が増えています。非会員団体へ賛助会員へお誘いする事が今後の課題です。
- ・企画は、団体会員5生協の組合員理事6名が呼びかけ人会議を構成し、研究者の協力を得て準備しました。また、研究委員会と呼びかけ人会議のパイプを太くするために、運営委員会に今回からセミナー担当を設け、杉本貴志氏が担当となりました。
- ・今回のねらいは、2025年に向けて、地域や社会構造が大きく変化する中で、地域で安心して暮らし続けるために、生協の組合員が地域の主体者として、いかに当事者意識を持って地域に関わるか、組合員理事の役割にも照らして考えることをめざしました。
- ・1日目は、「安心してくらし続けられる超高齢社会にむけて～生協の可能性と組合員理事の役割」をテーマに基調講演を行ったのち、グループディスカッションしました。その内容を全体会で発表・共有しましたが、どの報告も各自の問題意識から論点を押さえられていたことが特徴的でした。
- ・2日目は、研究委員が講師となり、4テーマに分かれて少人数の講座を開催しました。参加者は、事前課題としてレポートを提出して臨みました。講座ダイジェスト版のミニ講演も好評でした。
- ・オプショナルツアー「世界遺産“清水寺”特別ツアー」には40名が参加しました。

III. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

若手研究者の視角を活かし、発表の場を設ける意図もあり、編集委員会で各号の企画の責任者を若手研究者を中心に担当してきました。そのことで時々の情勢と若手研究者の関心とが結びき、テーマと執筆者の広がりをつくることができました。2015年は戦後70年になることから、夏

号では戦争と協同組合について考える企画を発信しました。また、秋号では生協のめざすものと類似する株式会社を取り材し紹介しました。特にこれらの企画に対しては、声カードを通じて好意的な感想が寄せられました。

<2015年度企画>

号（発行日）	特集	企画趣旨
2015 夏号 (6月25日)	70 年前から協同のメッセージ	戦前・戦中・戦後を通じて生活協同組合が戦争にどのように向き合ってきたのか。そのことを通じて生活協同組合のもつ性格を考えてみました。
2015 秋号 (9月25日)	CO・OP商品開発と「商品」の現在地	日常、私たちが利用したり、提供したりしている商品を様々な立場から見たときにそれはどのように映し出されるのか。コープ商品のあり様を考えてみたい。生協のめざすものと類似する株式会社としてカタログハウス、良品計画を紹介しました。
2015 冬号 (12月25日)	いま一度考えるごみ問題	環境問題のなかでも日常生活で排出される家庭ごみに着目して、“コスト負担”“有害物質の適正処理”“焼却と埋め立て”という点からごみ減量について考えてみました。
2016 春号 (3月25日)	地域とくらしに役立つ「店」づくり	商品を購入する場としてのお店から、超高齢社会など社会のニーズに対応する新しい「店」のあり方について全国の事例を紹介し、考える企画としました。

2. 報告書等

- ①「第23回総会記念シンポジウム」の内容は、『くらしと協同・増刊号』(2015年9月)として発行しました。
- ②「第17回生協組合員理事トップセミナー」の内容は、『第17回生協組合員理事トップセミナー報告集』(2016年5月)として発行しました。
- ③基幹研究会「生協研究会」は、研究成果を『報告書』として2016年6月に発行しました。

3. ホームページ

ホームページを通じて、研究所の活動紹介や催しの開催案内を発信し、また、『くらしと協同』や報告書などの発行物についても随時掲載しました。その結果、ホームページを見ての、催し企画への参加、入会の問合せ、『くらしと協同』の購読や過去の報告書の購入にもつながりました。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会

- ①移転関連
- ②契約関連
- ③予算執行状況について

2. 理事会

予算の執行状況の確認及び契約書の確認等をすすめました。

3.企画委員会

生協委員による各単協の活動状況や関心事、問題点などをふまえ討議し研究課題にする議論をすすめました。

2015 年度会計報告

1. 2015 年度決算の概要と特徴

- ①研究所の 2015 年度の決算資料 P9～P12
- ②2015 年度は実質 250.9 万円の黒字となりました。
- ③収入系では事業収入が予算を 54 万円下回りました。
- ④支出系では事業経費予算に対し 314.7 万円執行額が下回りました。要因は研究活動費内で基幹研究会費用、受託調査費、『くらしと協同』の作成費用等ですが、基幹研究会活動で執行遅れが 130 万程度(基幹研究会の現地調査活動費、生協労働研究会の発足の遅れ等)発生しています。
- ⑤管理費では 11.2 万円の予算超過となっており、各項目の管理強化が課題です。
- ⑥事業外費用で計上していた引越費用については京都生協の備品運搬に便乗させていただきました。

第2号議案 2016年度活動方針及び予算

2016年度 活動方針

I. 調査研究活動の推進

本研究所は、くらしと協同に関わる分野における専門的研究をすすめるとともに、第21回総会（2013年6月）において、生協における実践から普遍的な課題を抽出し、優れた実践を理論化することによって、他の生協や地域のさまざまな団体に参考にされるような研究成果を蓄積していくことを研究所の果たすべき役割とすることを提起しました。2016年度も、こうした問題提起を受けで設置された基幹研究会を中心に、調査研究活動にとりくみます。

また、研究所の研究活動の発展のため現在の運営体制の見直しと事業継続のために収支バランスのとれた研究所運営をすすめます。

1. 2つの基幹研究会を柱にした調査研究活動をすすめます。

(1) くらし福祉研究会

2014年7月から今に至る研究活動と、第23回及び第24回シンポジウムでの報告等を踏まえ、2年間の研究活動のまとめを行い、2016年度末までに研究成果としてまとめます。

(2) 生協労働研究会

研究会は第1クールの2年間は生協職員論の先行研究のふりかえりと生協労働の実態調査・分析をおこないます。2016年は先行研究の検討と生協労働実態調査の本格調査前にプレ調査をおこない、再度アンケート項目の見直しをおこないます。その上で本格調査に入っていきます。

(3) 新・基幹研究会の設置

生協の事業を多面的に継続していくためには何が必要なのか。それをベースに生協の経営、くらし福祉、生協労働をテーマにおこなってきました。これらの研究会の到達と成果をふまえて次期の基幹研究会の準備をすすめます。

2. 会員生協の状況を把握し、調査研究活動の充実をすすめます。

共同研究とは会員生協と研究所がひとつのテーマで共同して調査・研究することで、その業績は公開を原則とします。共同研究のテーマは、個別の会員団体からの依頼と、研究所の会議等を通じて形づくられてくるものがあります。研究所が主体的に共同研究をすすめていくためには、生協役職員と研究委員によって構成される企画委員会の役割が重要となります。そこで発信される生協現場の課題を研究課題のテーマとして設定していくことを追求します。

3. 講師活動をすすめます。

会員団体等が組織内の学習や研修等の講師として、研究委員の研究や専門性を役立てるとともに、研究委員にとっても生協等実践現場とのつながりができることでさらなる研究に役立つ意味もあって、講師活動をすすめます。

会員団体の要望に沿った学習・研修の講師活動を従来通りすすめるとともに、新たにテーマ別講座や通年の研修提案など、会員団体と調整しながら、魅力のある講師活動の具体化をすすめます。また、研究所の財政面から、講師紹介の際の手数料の新設について、運営委員会の下にプロジェクトチームを設けて検討をすすめます。

4. 公開研究会等の企画をすすめます。

TPP協定など”いのちとくらし”に関わる問題について社会状況を踏まえつつ企画を具体化します。

5. 自主研究会

①昨年改定した「研究会等設置運営要綱」にもとづき設置をよびかけます。

※付属資料「研究会等設置運営要綱」 付属資料参照

②自主研究会設置を希望される個人会員は、「2016年度自主研究会申請書」で申請していただきま
す。※申請書は事務局にご請求ください。

③今年度の申請期限は7月8日(金)迄として、その後の運営委員会で審査し常任理事会で確認後10
月よりスタートとします。

④自主研究会の研究期間は2年であることから今年度の設立研究会は2016年10月～2018年9月とな
ります。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 総会記念シンポジウムの開催

①第24回総会記念シンポジウムの企画をすすめます

- ・2016年6月25日(土)～26日(日)に、コーポイン京都にて開催します。
- ・内容は記念講演形式とし「地域」をテーマに内山節氏を迎えて講演を受け「地域」を生活協同組合に引付けてパネルディスカッションを行います。
- ・分科会は第1分科会は「生協事業のガバナンス問題」、第2分科会は「暮らしに気づく・暮らしを支える一生協にできること」第3分科会は東日本大震災を受けて継続開催をしてきた「原発被災と協同」を開催します。東日本大震災の発生後6年継続して取り組みましたが震災関連の企画については、今後の方向性も含めて振り返りを行います。

②第25回総会記念シンポジウムの企画をすすめます

- ・2017年6月24日(土)25日(日)に開催の予定です。会場については後日案内します。

2. 第18回生協組合員理事トップセミナーの開催（予定）

- ・2016年12月10（土）～11（日）、コーポイン京都にて開催します。
- ・企画については、研究者の協力を得ながら、よびかけ人会議（京都生協、おおさかパルコープ、ならコープ、コープしが、コープあいちの組合員理事）で具体化をはかります。組合員理事の問題意識を出発点に討議を重ね、企画を組み立てていきます。

III. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

- ・さらに内容を充実させる中で、生協はじめより多くの人々に役立つようにします。
- ・運営委員会での意見交換をもとに、研究所活動や企画に活かせるようにします。
- ・ホームページや学習企画を活用して普及をすすめます。
- ・取材、執筆や投稿論文などをとおして、若手研究者の発表の場をつくるとともに、あらたな研究者や各地域とのつながりを広げる機会にします。
- ・『協う』99号～130号の合本(IV)の予約申し込み(有料)方式で普及をすすめます。

2. 報告書等

シンポジウムやセミナーなど研究活動の成果を『報告書』を通じて会員等に発信していきます。

3. ホームページ

研究所の活動紹介や催しの開催案内を発信します。また『くらしと協同』や報告書などの刊行物についても発行に合わせ随時掲載し案内します。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会と企画委員会の議論を重視した運営をすすめます。また研究所の運営体制を常任理事会の下で見直しをすすめます。

(1) 常任理事会・理事会の開催

- ①常任理事会・理事会では、研究所の運営や予算進捗状況や課題の議論を深めます。
- ②常任理事会の下に、研究所の運営方法の見直しを検討します。

（別紙年間予定表）

(2) 企画委員会の開催

- ①現場の状況や実践事例を生協委員と研究委員が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する場として引き続き大切にします。
- ②生協の実践事例の意味づけなど普遍的な原理を探る議論を研究者と一緒にすすめていくよう工夫します。

(別紙年間予定表)

2. 研究活動を重視した研究委員会運営をすすめます。

(1) 研究委員会

研究会報告および研究委員の研究活動報告を重点にすすめます。

(別紙年間予定表)

(2) 運営委員会

企画委員会で出された意見・要望を研究テーマにつなげるために運営委員会で議論を深めます。また、年間日程と各回の主要議題を明確にして運営します。

(別紙年間予定表)

(3) 研究会

①基幹研究会活動

②自主研究会活動

3. 研究委員の広がりをつくります

- (1) 生協・非営利協同などの多様化に対応する幅広い分野の研究者との交流をすすめます。さらに、若手研究者の参加の機会を設けます。
- (2) 若手研究者の参加を繋げる手立てとして交流の場を設け(『くらしと協同』執筆者や若手研究員、院生事務局等に呼掛けるなど)、その費用を予算化します。

2016年度予算

2016年度予算を作成するにあたって

2015年度は基幹研究会の発足遅れや、報告書の発行遅れに伴い130万円程度の執行遅れが生じ、最終決算では約250万円の黒字(予算未執行)で活動を終えました。2016年度予算作成に当たっては2015年度の執行遅れ分の反映と同時に研究所としての基幹予算である研究活動費を確保し予算化すると同時に効率化を目指し管理費を削減します。研究会活動のレベルを維持するため単年度では赤字の予算の提案となりました。

- (1) 2016年度予算は2015年度の実績を基礎に作成を行い、新たに研究所の将来に向けて院生事務局の増員や若手研究者の交流の場等を設置するため予算化します。
- (2) 2015年度の未執行分を予算化しました。(基幹研究会での現地調査活動、報告書作成経費等)
- (3) 研究所の財政安定化を柱としながらも、将来への投資を含んだ予算とし收支バランスを取ります。
- (4) 会計報告では、研究所の企画別(シンポジウムや組合員理事トップセミナー、学習会等)に補助簿等を用いて常任理事会、運営委員会に行います。

第 24 回総会議案書資料集

2015年度（資料1）講師紹介、講師活動の情報

*敬称略

* 2016.5.19. までに連絡いただいた集計です。

1/22	川口啓子	福岡・佐賀民医連事務幹部研修「職場づくりと民主主義～事務幹部に求められるもの」
1/26	杉本貴志	コープこうべ 「JA兵庫中央会 協同組合を支える人づくりセミナー」
1/26	川口啓子	大阪民医連エキスパートナーズ研修「職場づくりと民主主義」
3/19	小池恒男	IYC記念滋賀県協同組合協議会、大津市「食と農に今何が起こっているか」
4/18	鈴木勉	JC総研公開研究会「新自由主義改革下の協同組合の福祉事業の課題と住民自治」
5/16	川口啓子	長崎民医連事務部会総会「職場づくりと事務職員の役割」
7/3	小池恒男	JA岐阜中央会、協同組合を考えるつどい「地域における協同組合の役割」
7/4	小池恒男	大津市、国際協同組合デー記念講演「TPP、農協改革、協同組合が地域で果たすべき役割」
7/8	小池恒男	岩手県生協連、第93回国際協同組合デー記念講演「地方創生時代に果たす協同組合の役割—農協改革で地域はどうなるのかー」
7/14	北川太一	福島協同フォーラム 「協同組合の本質と今日求められる役割について～一人ひとりを大切にする社会の実現のために～」
7/23	二場邦彦	おおさかパルコープ「『中小企業の労使関係』から学んだこと」
7/26	加賀美太記	地域と協同の研究センター公開研究集会 ゲストスピーカー
8/1～2	村田 武	東洋和農協職員研修「協同組合運動の歴史に学ぶ」
8/4	二場邦彦	生協京都府連「誰もが安心してくらせる地域・社会づくりと生協の活動 —雇用・経済の視点から—」
	小池恒男	京都市、平成27年度自治体・農協の地域農業支援に関する研究会、報告Ⅲ 「どうあるべき農業協同組合の
9/1	青木美紗	京都生協コープカレッジ（城陽）
9/3	青木美紗	京都生協コープカレッジ（舞鶴）
9/11	村田 武	愛媛大学 夏期集中講義「協同組合とは何か」「21世紀と協同組合」
9/12	浜岡政好	地域と協同のセンター公開学習会 「これから地域福祉と非営利・協同組合の役割」
9/15	川口啓子	阪南医療生協職場労働組合合同学習会にて 「民主的な職場とは—育ちあう職場づくり、一人ひとりにできることー」
9/18	杉本貴志	奈良県生活協同組合連合会「生協組合員理事交流会」
10/3	小池恒男	岐阜市、第35回日本協同組合学会(秋季大会) 「地域社会で果たすべき協同組合の役割についての考察」
10/14	北川太一	兵庫県・協同組合塾「地域社会と協同組合-地域貢献活動から学ぶ」
10/17	北川太一	COOP牛乳産直交流協会設立25周年産直シンポジウム 「協同組合間協同と今後の地域や農畜産業の在り方」
11/9	杉本貴志	全労済中日本事業本部「2015年度新任役員研修会」 「協同組合としての全労済を考えるために～『共益』と『公益』をめざす組織で働くということ」
11/21	杉本貴志	日本生活協同組合連合会資料室「土曜講座」 「ロッジデール生協の実像～公正先駆者組合の分裂と3つのライバル組合の誕生」
12/7	川口啓子	エキスパートナース研修「職場づくりと民主主義—私たち一人ひとりにできること」
12/17	中川順子	京都府生協連 「地域社会の家族の現状と生協へ期待する事」
2/3	青木美紗	エフコープ「おしゃべりパーティー」
2/10	高山一夫	おおさかパルコープ「医薬品とTPP」
2/10	浜岡政好	パルシステム埼玉「超高齢社会に於ける暮らしとまちづくりと生活協同組合」

- 2/15 杉本貴志 長野県協同組合連絡会協同組合職員交流会
「協同組合の未来に向かって」
- 2/26 大高研道 全労済協会 第5回協同組合研究会
「協同組合間協同と地域づくり-地域づくり協同組合の示唆と可能性-」
- 2/27 大高研道 ワーカーズコープ連合会・協同総合研究所主催、「全国よい仕事研究交流集会2016」
生きづらさを抱える当事者が協同労働で仕事おこし、ともに生きる地域をつくる
コメンテーター
- 2/28 青木美紗・北川太一
ワーカーズコープ連合会・協同総合研究所主催、「全国よい仕事研究交流集会2016」
分科会コメンテーター
- 2/28 大高研道 第13分散会コメンテーター
- 3/5 大高研道 協同総合研究所2015年度第3回研究会
「多世代協同の持続可能な地域づくり-『小さな拠点』と『協同労働』」
- 3/10 浜岡政好 奈良県生活協同組合連合会 「超高齢社会の中での生活協同組合の可能性」
- 3/10 村田武 コープえひめ「くらし学習会」
「TPPと農業と私たちの食と農を中心としたくらし」
- 3/12 鈴木勉 コープしが「ささえあいサポートの集い」コメントとミニレクチュア
- 3/26 村田武 新居浜「TPPを考える集い」実行委員会 「TPPで今、何が問題になっているか」
- 3/28 杉本貴志 大阪いづみ市民生協 新入協職員研修
- 4/12 高山一夫 京都府生協連「TPP学習会」
- 4/24 大高研道 共立社生活協同組合理事会講演 「変容する地域コミュニティと協同組合」
- 5/7 村田 武 愛媛県協同組合労組連絡会「協同組合に働く仲間の学習会・TPPは農業と国民の暮らしを破壊する」
- 5/21 川口啓子 やましろ健康医療生協学習会 「暮らしに根ざし平和とともに医療・介護を創りだす-安倍政権がもたらす医療・介護の危機にどう立ち向かうか」
- 5/23 浜岡政好 おおさかパルコープ くらしの助け合い総会「みんなでつくる『助け合い』のあるまち」
- 6/22 浜岡政好 広島県生協連 「生協事業と地域との関わり～超高齢化社会における暮らしとまちづくりと生活記搖動組合～」

《総会議案書 付属資料 2》

2015年度、活動日誌

- 3/20 運営委員会
3/25 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
3/27 「くらしと協同」春号、姫路医療生協調査報告書発送
3/30 「ヘルスコープおおさか」調査会議
3/31 くらし福祉研究会
4/07 編集委員会
4/10 研究所会計監査
4/11 研究委員会
4/13 生協研究会
4/17 運営委員会
4/28-30 協同組合バリューチェーン研究会「山形置賜自給圏推進機構」調査
5/09 第4回常任理事会、第2回理事会
5/11 編集委員会
5/12 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
5/13 くらし福祉研究会
5/22 運営委員・企画委員合同会議
5/25 生協研究会
5/27 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
5/28 監事会
6/02 おおさかパルコープ総代会
6/08 編集委員会(関西大学)
6/09 コープしが総代会
6/10 ならコープ総代会
6/11 京都生協総代会
6/13 生協研究会シンポジウム分科会打合せ会議
6/18 姫路医療生協総代会
6/19 運営委員会
6/27 第23回総会、総会記念シンポジウム
6/28 総会記念シンポジウム分科会
7/07 くらし福祉研究会
7/09 新自主研究会打合せ
7/13 編集委員会
8/04 くらし福祉研究会
8/07 運営委員・企画委員合同会議
10/01 ヘルスコープおおさか調査会議
10/05 編集委員会
10/13 くらし福祉研究会

- 10/14 書籍・資料整理プロジェクト
10/16 ヘルスcopeおおさか調査ヒアリング
10/16 臨時運営委員会
10/19 ヘルスcopeおおさか調査ヒアリング
10/19 TPPシンポジウム打合せ(三重短期大学)
10/20 おたがいさま交流会打合せ
10/20 ヘルスcopeおおさか調査ヒアリング
10/20 コンシュマーズ京都 水銀処理工場見学会参加
10/20 第24回総会シンポジウム取組打合せ
10/24 第1回研究委員会
10/27 第2回企画委員会
11/07 第2回常任理事会
11/07 4生協「おたがいさま」交流会
11/13 編集委員会
11/17 くらし福祉研究会
11/18 第2回書籍・資料整理プロジェクト
11/21 「TPP協定で食の安全はどうなる」公開講座
12/03 研究所引越
12/03 書籍譲渡 12/03~15
12/12 第17回組合員理事トップセミナー
12/13 第17回組合員理事トップセミナー2日目
12/15 自主研究会「協同組合による買物支援研究会」京都生協移動購買車見学
12/18 運営委員会
12/19 第2回理事会
12/21 生協労働研究会打合せ
12/22 くらし福祉研究会
12/25 「くらしと協同」冬号発送
12/28 呼びかけ人会議
1/7 ヘルスcope調査チーム会議
1/15 ヘルスcope調査チーム会議
1/18 編集委員会
1/22 臨時運営委員会
1/23 第2回研究委員会
1/25 「内山氏」との打合せ
1/26 くらし福祉研究会
1/30 生協労働研究会
2/4 編集委員会
2/8 ヘルスcope調査チーム会議
2/16 くらし福祉研究会
2/19 運営委員会
2/27 生協労働研究会
3/5 第3回常任理事会
3/8 編集委員会
3/18 運営委員会

- 3/22 くらし福祉研究会
3/25 「くらしと協同」春号発送
3/25 第18回組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
3/28 ヘルスコープ調査会議
3/30 生協労働研究会
4/4 自主研究会「協同組合バリューチェーン研究会」
4/9 第3回研究委員会
4/15 研究所会計監査
4/16 生協研究会「真方氏を交えての座談会」
4/18 くらし福祉研究会「洛西地域を皆で語る会」
4/20 くらし福祉研究会
4/21 研究所会計監査報告
4/25 編集委員会
4/26 生協労働研究会
4/30 組合員理事トップセミナー呼掛け人会議
4/30 ヘルスコープ組合員中間調査報告(理事懇)
4/30 三好先生を偲ぶ会
5/9 ヘルスコープ調査会議
5/14 常任理事会、理事会
5/17 くらし福祉研究会
5/23 くらし福祉研究会「洛西調査会議」
5/24 企画委員会
5/27 運営委員会
6/1 呼びかけ人会議
6/2 監事会
6/4 編集委員会
6/6 生協労働研究会
6/10 ヘルスコープ調査会議
6/15 くらし福祉研究会
6/20 くらし福祉研究会「洛西調査」

《総会議案書 付属資料 3》

くらしと協同の研究所 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区夷川通鳥丸東入西九軒町 291 せいきょう
会館）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業
を行なうとともに、協同の事業に関する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動
を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それ
を通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
 - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその
活用
 - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
 - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に
対する助成
 - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会
員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とするこ
とができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するととも
に、第34条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出すると
ともに、第34条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるも
のとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用することなら
びに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受けるこ
とができます。
3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費
の口数等によるものとします。

(退会)

第 8 条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会することができます。

(資格の喪失)

第 9 条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2 年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第 10 条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の 3 分の 2 以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、返還しないものとします。

第 3 章 役員

(役員)

第 12 条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20 名以上 30 名以内
- 2) 監事 2 名以上 5 名以内

(役員の選出)

第 13 条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長 1 名、専務理事 1 名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第 14 条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員の任期)

第 16 条 研究所の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第 17 条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の 3 分の 2 以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第 18 条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

第4章 会議

(理事会の召集等)

第19条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第20条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるものほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関すること
 - 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
 - 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関すること
 - 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
 - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
 3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
 - 1) 理事会提出議案の作成に関すること
 - 2) 理事会議決事項の執行に関すること
 - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務にかんすること

(総会の招集)

第22条 通常総会を年1回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条3項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第24条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるものほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第25条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。

3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとします。但し、第 24 条 1 項 5 号に定める解散は、出席した会員の 3 分の 2 以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事および団体会員と研究委員会からの推薦者で構成し、委員は常任理事会が承認し、委員会は専務理事が主宰します。

3. 企画委員会は、研究所の事業計画の原案を検討します。

(研究委員会)

第 28 条 研究所には、研究委員会を設けます。

2. 研究委員会の長は、研究活動を分担する常任理事があたるものとし、研究委員長と称します。

3. 研究委員会の会議、委員の構成等必要な規程を別に定めるものとします。

(議事録)

第 29 条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が記名押印の上、これを保存します。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 30 条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第 32 条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第 33 条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第 34 条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第 35 条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の 1 口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1 口月額 500 円（年額 6 千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1 口月額 5 千円（年額 6 万円）

(会計年度)

第 36 条 研究所の会計年度は、毎年 3 月 21 日に始まり、翌年 3 月 20 日に終了するものとします。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

第6章 事務局

(設置等)

第37条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

第7章 補足

(委任)

第39条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第34条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第1条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口	月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
10 億円未満	1 口	5 千円 (6 万円)
25 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
50 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
75 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
100 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
150 億円未満	9 口	4.5 万円 (54 万円)
200 億円未満	10 口	5 万円 (60 万円)
250 億円未満	11 口	5.5 万円 (66 万円)
300 億円未満	12 口	6 万円 (72 万円)
350 億円未満	13 口	6.5 万円 (78 万円)
400 億円未満	14 口	7 万円 (84 万円)
450 億円未満	16 口	8 万円 (96 万円)
500 億円未満	18 口	9 万円 (108 万円)
550 億円未満	20 口	10 万円 (120 万円)
600 億円未満	25 口	12.5 万円 (150 万円)
600 億円以上	30 口	15 万円 (180 万円)

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第2条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口	月額 5 千円 (6 万円)
100 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)	
200 億円未満	3 口	1. 5 万円 (18 万円)	
300 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)	
400 億円未満	5 口	2. 5 万円 (30 万円)	
500 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)	
600 億円未満	7 口	3. 5 万円 (42 万円)	
700 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)	
700 億円以上	10 口	5 万円 (60 万円)	

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第2条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第1条 (3) 正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1口月額5千円（年額6万円）、1口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5口月額1千円（年額1万2千円）、1/5口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円（年額6千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額3千円）とします。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第5条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日（2002年度第4回理事会の日）から施行します。

3. 本基準の改定は、2006年4月22日（2005年度第3回理事会の日）から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置運営要綱

1. 研究所は、くらしと協同の事業に関する研究活動をすすめるために研究会を設置します。
2. 研究会は、常任理事会の議決をへて設置する基幹研究会および特別研究会（研究プロジェクト）と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する自主研究会の3種類とします。
3. 基幹研究会は、常任理事会の議をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。
 - ①運営委員会は、年度の事業計画に基づき、基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
 - ②設置の提案にあたっては、研究会の目的と研究課題、研究会の名称、研究会メンバー（代表、メンバー、事務局）、研究期間と研究成果の発表方法、必要と考えられる研究費の額等を明らかにします。
 - ③当初予定した研究期間を延長する場合は、終了予定日までに常任理事会に報告し、承認を得るものとします。
 - ④研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、代表者はあらかじめ理事長に報告し、承認を得るものとします。
 - ⑤研究会メンバーには、研究所の規定にもとづいて、日当、交通費、食費を支給します。
4. 特別研究会は、常任理事会の議をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次にさだめるところによります。
 - ①企画委員会は、規約第27条3項に定められた役割及び常任理事会の委嘱により、特別研究会の設置について検討し、提案します。設置の提案にあたっては、研究課題、期待する研究成果、研究期間、研究会メンバー、必要と考えられる研究費の額等を明らかにします。
 - ②理事および団体会員は、特別研究会の設置について発議・提案することが出来ます。発議・提案にあたっては、研究課題と期待する研究成果、研究期間等を示すことを基本とします。
 - ③研究会メンバーの推薦は、企画委員会と運営委員会ならびに発議・提案者が行うものとし、各メンバーへの委嘱は理事長が行います。
 - ④研究会の代表者は、委嘱内容に基づいて、あらためて研究計画を策定し実行するとともに、期間終了後すみやかに研究成果の報告を行います。また、研究期間が年度をまたがる場合は、年度末に研究活動の経過報告を行います。
なお、当初予定した研究期間を延長する場合は、終了予定日迄に常任理事会に報告し、承認を得るものとします。
 - ⑤研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、代表者はあらかじめ専務理事に報告し、承認を得るものとします。
5. 自主研究会は、くらしと協同の事業に関する研究活動をすすめるために研究会を発足しようという意志のある個人会員からの申請と運営委員会での審査をへて開設します。その開設手続きと運営は次に定めるところによります。
 - ①開設を希望する個人会員は、代表者をさだめ、代表者が、研究課題、研究目的、研究会メンバー（うち個人会員3名以上）、研究期間、研究活動計画を記載した申請書を運営委員会に提出します。
 - ②運営委員会が申請書を審査し、開設を必要と認めるときはこれを常任理事会に提案し、その承認によって開設が決定されるものとします。
 - ③研究期間は最大2年間とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ運営委員会に提出します。また、代表者は研究活動の報告を研究委員会におこないます。 研究期間が2年の場合は中間にも報告することとします。

- ④自主研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の自主研究会予算の範囲で各自主研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し各研究会に割り振ります。研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年3/20の期間）に対応しておこないます。
- ⑤研究会ではメンバーの中から代表、会計を決め自主運営をします。
- ⑥研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

6. この要綱は、企画委員会ならびに運営委員会の発議にもとづいて、理事会が審議し、理事会が承認したときに改定するものとします。

7. この要綱は、2014年5月11日（2013年度第3回理事会の翌日）から施行します。

